

「川崎区役所及び支所の機能・体制等に関する実施方針」について ～令和3年5月策定～

1 経緯

令和2(2020)年3月

「川崎区役所及び支所の機能・体制等に関する基本方針」

川崎区では、児童虐待、高齢者単身世帯、要介護認定者等への支援など**保健・福祉サービスを必要とする市民が他区と比較して多く、より専門的かつ機動的な対応が求められる場合があること、3管区に業務が分散していることにより、他区にはない事務作業が多数生じていたり、窓口体制が分かりにくくなっている状況がある等、非効率な状態であること**などの課題に対応するために検討を進め、検討結果を**基本方針**として策定

＜機能・体制等の再編に向けた基本的な考え方＞

- ①支所・地区健康福祉ステーションの申請・届出業務を川崎区役所に一元化
(右図：機能再編のイメージ)
- ②支所は地域に密着した取組を推進
- ③支所庁舎の建替えに向けた取組を推進

→ この基本方針に基づき、令和3(2021)年5月に、機能再編や支所庁舎建替え等に関する取組内容等を取りまとめた「川崎区役所及び支所の機能・体制等に関する**実施方針**」を策定

2 実施方針の主な内容

(1) 機能再編後の支所で取り扱う業務

- **地域振興等業務**(管内の住民組織・自主防災組織・社会福祉系団体の団体事務等に関する業務)
- **地域防災機能**の提供
- **相談業務**
- **戸籍・住民基本台帳・印鑑登録・諸証明・市税関係証明書の発行**
- **期日前投票所・統計調査業務**

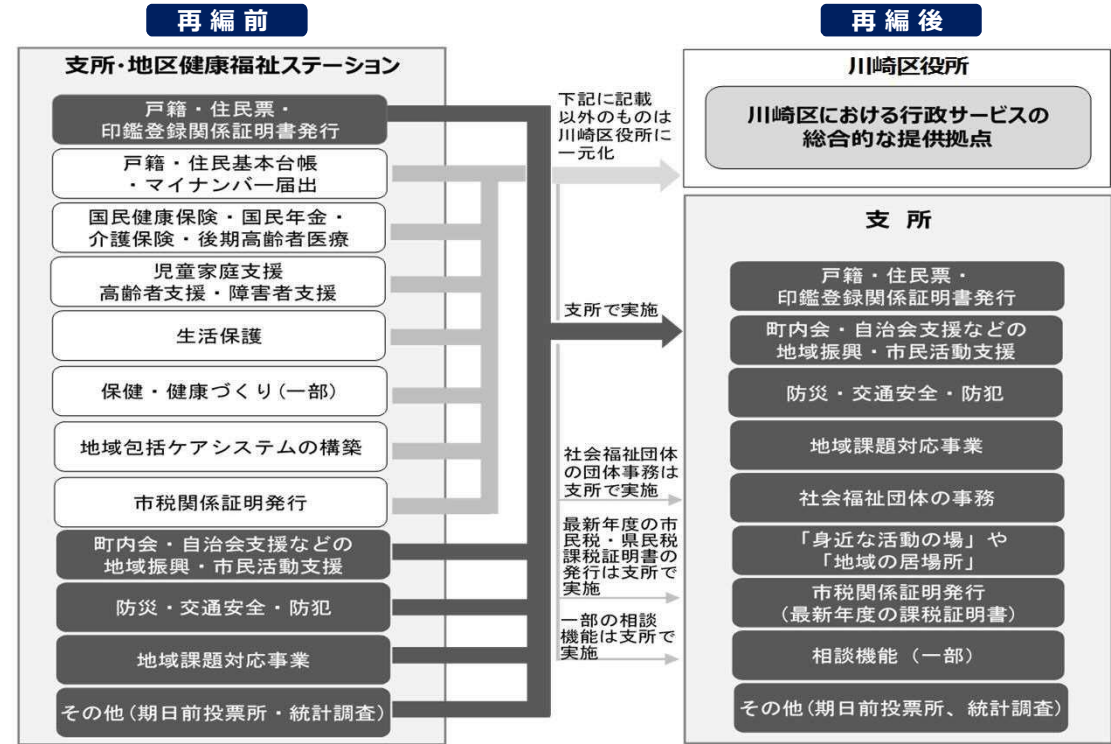
＜機能再編に伴う区民の方々の負担に配慮した取組の検討＞

支所でのオンライン手続や支所と区役所をつなぐオンライン相談環境の整備、臨時窓口の設置など、高齢者、障害者等を含めた区民全体の利便性向上の取組について検討する。

(2) 機能再編後の川崎区役所庁舎の方向性

本市保有資産を活用でき、利用のしやすさで優位性がある「パレール三井ビル」を機能再編後の川崎区役所の主な庁舎とする。

＜機能再編のイメージ＞



(3) 支所庁舎と複合化する公共施設

- 大師支所：大師子ども文化センター、大師老人いこいの家、大師一般環境大気測定局
- 田島支所：田島子ども文化センター、田島老人いこいの家

(4) 大師地区複合施設の整備手順

- 令和3(2021)年度に大師分室を解体(実施済み)
- 仮庁舎を大師分室敷地に整備し、仮庁舎整備後、現在の大師支所庁舎を解体
- 現在の大師支所敷地に、大師地区複合施設を整備(供用開始は令和9(2027)年度を予定)

(5) 田島地区複合施設の整備手順

- 仮庁舎を田島子ども文化センター・田島老人いこいの家の敷地の余剰地に整備する方向で検討、仮庁舎整備後、現在の田島支所庁舎を解体
- 現在の田島支所敷地に、田島地区複合施設を整備(供用開始は令和9(2027)年度を予定)

「大師地区複合施設・田島地区複合施設 整備・運営基本計画」について

～令和4年8月策定～

1 新施設の基本方針

実施方針や複合化する各施設の課題、市民意見等を踏まえ、新施設の整備と運営の目指すべき方向性を5つの柱に整理

- 地域に親しまれ、誰もが気軽に立ち寄りたくなる「地域のシンボルとなる拠点」
- 普段も、いざという時も頼りになる安全安心な「暮らしの拠点」
- 子どもが健やかに成長できる、誰もが元気でいられる「笑顔の拠点」
- 交流や学びから、新たな価値が生まれる「つながりの拠点」
- 世代を超えて継承される「地域で受け継がれる拠点」

2 市民利用機能と複合化効果

地域の身近な拠点として有効利用され、地域のシンボルとなるよう、支所行政機能とも連携し、6つの市民利用機能を提供していく。

身近な活動の場機能	<ul style="list-style-type: none"> ・各施設の市民活動の場を、新施設では一体的な機能として要件を設定 ・人や活動をつなげるためのコーディネートをすることにより「身近な活動の場」とする。
地域の居場所機能	<ul style="list-style-type: none"> ・誰もが気軽に立ち寄れる「地域の居場所」を提供 ・世代にとわれない交流を日常的に生み出せる「地域の居場所」とする。
いきがづくり機能	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者同士や高齢者と様々な世代とのつながりをつくるとともに、高齢者が心身ともに元気でいきいきと生活できるように機能を提供
健康づくり・介護予防機能	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が心身ともに元気でいきいきと生活できるよう、健康づくり等のための場を提供 ・施設内に加え、地域全体の活動スペース等の活用を意識した取組を推進
児童の健全育成機能	<ul style="list-style-type: none"> ・児童が安心して利用でき、楽しみながら自由に遊び、出合いやふれあい、様々な経験・体験を通じた児童の健全育成を図る。 ・成長した子どもたちが次世代の子どもの育成に関わっていく等、児童の健全育成機能を提供
子育て支援機能	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て世代が安心して暮らせるよう、相談・支援を継続して実施し、子どもの笑顔を守る。 ・地域団体等との連携により、施設内だけでなく、地域全体の活動スペース等を活用しながら子育て支援機能を提供

3 施設整備の方向性

＜延床面積＞ 合計 1,800～2,000㎡程度 ★は「まちのリビング」（気軽に立ち寄り、くつろげる空間として一体的に整備）

- 支所行政機能提供スペース：会議室、防災備蓄倉庫、相談室、待合スペース★
- 市民利用機能提供スペース：動的活動スペース（運動等）、動的活動スペース（音楽等）、静的活動スペース、乳幼児室・授乳室、市民活動コーナー（作業室）、市民活動コーナー（打合せ等スペース）★、多目的活動・飲食スペース★、図書スペース★、共用スペース★
- 施設運営等スペース：執務室、倉庫、トイレ、階段等

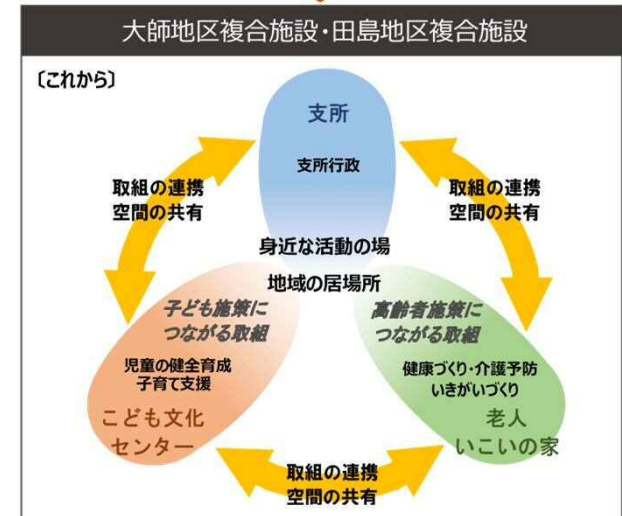
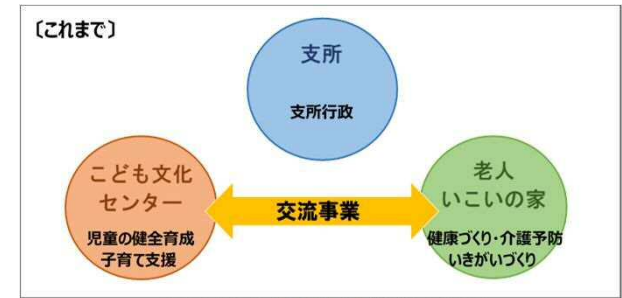
＜整備手法＞「BTM+O方式」：現支所庁舎解体、新施設的设计・建設・維持管理を一括発注／運営は別途発注

4 施設運営の方向性

- ・市民利用機能は、事業者の柔軟な創意工夫やノウハウがより発揮されるよう1者の指定管理者が一体的に運営
- ・市職員と指定管理者の職員が連携し、設置目的や利用対象を踏まえた運営、地域特性を踏まえたサービス提供など、複合化による相乗効果を発揮

＜利用時間＞ 市民利用機能 9:00～21:00（年末年始を除く）、支所行政機能 8:30～17:00（土日・祝日・年末年始を除く）

＜新施設のイメージ図＞



＜支所行政機能と市民利用機能の連携＞

支所、子ども文化センター、老人いこいの家が従来からもつ機能を満たすことはもちろん、同じ建物内で空間を共有し、新施設の「身近な活動の場」、「地域の居場所」機能を充実させる取組を連携して実施することにより、子ども・高齢者施策を拡充するとともに、市民創発の活動が生み出されるような、地域に開かれた施設を目指す。

効率的・効果的な運営ができるよう条例のあり方を検討